

不要財産納付に係る地方独立行政法人会計基準及び注解（案）【一般型】

(参考) 独立行政法人会計基準及び注解	地方独立行政法人会計基準及び注解（案）【一般型】 (傍線部が改正箇所)
<p>第2章 概念</p> <p>第19 資本金等</p> <p>1 資本金とは、独立行政法人に対する出資を財源とする払込資本に相当する。</p> <p>2 資本剰余金とは、資本金及び利益剰余金以外の純資産であって、贈与資本及び評価替資本が含まれる。(注12) (注13)</p> <p>3 利益剰余金とは、独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金であって、稼得資本に相当する。</p> <p><注13> 民間出えん金について</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 資本剰余金として計上した民間出えん金は、出えんに係る事業が終了した場合等、出えんを募った際の条件に基づき出えん者に払い戻す場合、又は通則法第46条の2の規定に基づき政府からの支出による不要財産に係るものとして国庫納付する場合を除き、取り崩すことはできない。</u></p> <p>第3章 認識及び測定</p> <p>第27 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 有価証券の取得原価は、購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した金額とする。</p> <p>2 有価証券は、独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評</p>	<p>第2節 概念</p> <p>(地方独立行政法人に民間出えん金がないため、改訂なし。)</p> <p>第3節 認識及び測定</p> <p>第31 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 有価証券の取得原価は、購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した金額とする。</p> <p>2 有価証券は、地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、</p>

<p>価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1) 売買目的有価証券 時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。（注 20）</p> <p>(2) 満期保有目的の債券 満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基いて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。（注 21）（注 22）（注 23）</p> <p>(3) 関係会社株式 関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。</p> <p>(4) その他有価証券 売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。（注 20）</p> <p>3 満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち市場価格のあるものにつ</p>	<p>評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1) 売買目的有価証券 時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。（注 23）</p> <p>(2) 満期保有目的の債券 満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基いて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。（注 24）（注 25）（注 26）</p> <p>(3) 関係会社株式 関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。</p> <p>(4) その他有価証券 売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。（注 23）</p> <p>3 満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち市場価格のあるものにつ</p>
---	--

いて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。

市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。

<注 23>満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 通則法第 46 条の 2 の規定に基づく不要財産に係る国庫納付又は同法第 46 条の 3 の規定に基づく不要財産に係る民間等出資の払戻しをするために売却した場合

第 7 章 キャッシュ・フロー計算書

第 67 表示区分

- 1 キャッシュ・フロー計算書には、業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分を設けなければならない。(注 46)
- 2 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。(注 47)
- 3 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。(注 47)
- 4 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によ

て時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。

市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。

<注 26>満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 法第 42 条の 2 の規定に基づく出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をするために売却した場合

第 7 節 キャッシュ・フロー計算書

第 65 表示区分

- 1 キャッシュ・フロー計算書には、業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分を設けなければならない。(注 42)
- 2 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。(注 43)
- 3 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。(注 44)
- 4 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によ

るキャッシュ・フローを記載する。(注 49)

- 5 国庫納付及び法人税等に係るキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。
- 6 受取利息、受取配当及び支払利息に係るキャッシュ・フローは、いずれも業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。(注 50)

<注 49>財務活動によるキャッシュ・フローの区分について

財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

(1)～(7) (略)

(8) 不要財産に係る国庫納付等による支出

(9) (略)

第 69 キャッシュ・フロー計算書の様式

キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書

(平成〇〇年 4 月 1 日～平成〇〇年 3 月 31 日)

I～II (略)

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入れによる収入	×××
短期借入金の返済による支出	-×××
債券の発行による収入	×××
債券の償還による支出	-×××
長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	-×××

るキャッシュ・フローを記載する。(注 45)

- 5 設立団体納付に係るキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。
- 6 受取利息、受取配当及び支払利息に係るキャッシュ・フローは、いずれも業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。ただし、公立大学法人については、受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。(注 46)

<注 45>財務活動によるキャッシュ・フローの区分について

財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

(1)～(5) (略)

(6) 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出

(7) (略)

第 67 キャッシュ・フロー計算書の様式

1 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書

(平成〇〇年 4 月 1 日～平成〇〇年 3 月 31 日)

I～II (略)

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入れによる収入	×××
短期借入金の返済による支出	-×××
長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	-×××

金銭出資の受入による収入	×××	金銭出資の受入による収入	×××
<u>不要財産に係る国庫納付等による支出</u>	<u>-×××</u>	<u>出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出</u>	<u>-×××</u>
民間出えん金の受入による収入	×××	・・・・・・・・・・・・・・・・	×××
・・・・・・・・・・・・・・・・	×××	財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××		
		2 公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。	
		キャッシュ・フロー計算書	
		(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)	
		I～II (略)	
		III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
		短期借入れによる収入	×××
		短期借入金の返済による支出	-×××
		長期借入れによる収入	×××
		長期借入金の返済による支出	-×××
		金銭出資の受入による収入	×××
		<u>出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出</u>	
		<u>-×××</u>	
		・・・・・・・・・・・・・・・・	×××
		小計	×××
		利息の支払額	-×××
		財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
第70注記事項		第68注記事項	
キャッシュ・フロー計算書については、次の事項を注記しなければならない。		キャッシュ・フロー計算書については、次の事項を注記しなければならない。	
(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳		(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳	

- (2) 重要な非資金取引（注 51）
- (3) 各表示区分の記載内容を変更した場合には、その内容

<注 51>重要な非資金取引について

キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。

- (1) (略)
- (2) 不要財産の現物による返納又は払戻しによる資産の減少
- (3)～(5) (略)

第 11 章 独立行政法人固有の会計処理

第 98 不要財産に係る国庫納付等に伴う資本金等の減少に係る会計処理

- 1 独立行政法人が通則法第 46 条の 2 の規定により不要財産に係る国庫納付をした場合において、当該納付に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人は、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額により資本金を減少するものとする。(注 73)
- 2 独立行政法人が通則法第 46 条の 3 の規定により不要財産に係る民間等出資の払戻しをしたときは、当該独立行政法人は、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額により資本金を減少するものとする。(注 73)
- 3 独立行政法人が通則法第 46 条の 2 の規定により不要財産に係る国庫納付をした場合において、当該納付に係る不要財産の取得時に資本剰余金が計上されているときは、当該独立行政法人は、当該独立行政法人の資本剰余

- (2) 重要な非資金取引（注 47）
- (3) 各表示区分の記載内容を変更した場合には、その内容

<注 47>重要な非資金取引について

キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。

- (1) (略)
- (2) 出資等に係る不要財産の現物での納付による資産の減少
- (3)～(7) (略)

第 11 節 地方独立行政法人固有の会計処理

第 93 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う資本金等の減少に係る会計処理

- 1 地方独立行政法人が法第 42 条の 2 の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が地方公共団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額により資本金を減少するものとする。(注 65)
(地方独立行政法人に民間出えん金がないため、改訂なし。)

- 2 地方独立行政法人が法第 42 条の 2 の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産の取得時に資本剰余金が計上されているときは、当該地方独立行政法

金のうち当該納付に係る不要財産に係る部分の金額を資本剰余金から減少するものとする。(注 73)

<注 73>不要財産に係る国庫納付等に係る注記について

不要財産に係る国庫納付等を行った場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。

- (1) 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要
- (2) 不要財産となった理由
- (3) 国庫納付等の方法
- (4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
- (5) 国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額
- (6) 国庫納付等の額
- (7) 国庫納付等が行われた年月日
- (8) 減資額

第 99 不要財産に係る国庫納付等に伴う譲渡取引に係る会計処理

- 1 独立行政法人が通則法第 46 条の 2 又は第 46 条の 3 の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引のうち、主務大臣が必要なものとして指定した譲渡取引については、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。(注 74) (注 75)
- 2 主務大臣が指定した譲渡取引に係る不要財産の国庫納付等に要した費用のうち、主務大臣が国庫納付等額から控除を認める費用については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注 75)

人は、当該地方独立行政法人の資本剰余金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分の金額を資本剰余金から減少するものとする。(注 65)

<注 65>出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に係る注記について

出資等に係る不要財産の出資等団体への納付を行った場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。

- (1) 出資等に係る不要財産としての出資等団体への納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要
- (2) 出資等に係る不要財産となった理由
- (3) 出資等団体への納付の方法
- (4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
- (5) 出資等団体への納付に当たり譲渡収入から控除した費用の額
- (6) 出資等団体への納付額
- (7) 出資等団体への納付が行われた年月日
- (8) 減資額

第 94 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理

- 1 地方独立行政法人が法第 42 条の 2 の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち、設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引については、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。(注 66) (注 67)
- 2 設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち、設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注 67)

＜注 74＞譲渡収入額のうち帳簿価額を超える額の国庫納付等について
主務大臣が指定した譲渡取引により生じた収入額のうち、当該財産の帳簿
価額を超える額を国庫納付等するときは、資本剰余金を直接減額するもの
とする。

＜注 75＞行政サービス実施コストについて

独立行政法人が通則法第 46 条の 2 又は第 46 条の 3 の規定に基づいて行う
不要財産の譲渡取引のうち主務大臣が必要なものとして指定した譲渡取
引により生じた譲渡差額及び主務大臣が指定した譲渡取引に係る不要財
産の国庫納付等に要した費用のうち主務大臣が国庫納付等額から控除を
認める費用については、行政サービス実施コストに属するものとし、行政
サービス実施コスト計算書において、損益外除売却差額相当額の科目に表
示しなければならない。

＜注 66＞譲渡収入額のうち帳簿価額を超える額の出資等団体への納付につ
いて

設立団体の長が指定した譲渡取引により生じた収入額のうち、当該財産の
帳簿価額を超える額を出資等団体へ納付するときは、資本剰余金を直接減
額するものとする。

＜注 67＞行政サービス実施コストについて

地方独立行政法人が法第 42 条の 2 の規定に基づいて行う出資等に係る不要
財産の譲渡取引のうち設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引
により生じた譲渡差額及び設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等
に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち設立団体の長が
出資等団体への納付額から控除を認める費用については、行政サービス実
施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損
益外除売却差額相当額の科目に表示しなければならない。

不要財産納付に係る地方独立行政法人会計基準及び注解（案）【公営企業型】

(参考) 独立行政法人会計基準及び注解	地方独立行政法人会計基準及び注解（案）【公営企業型】 (傍線部が改正箇所)
<p>第2章 概念</p> <p>第19 資本金等</p> <p>1 資本金とは、独立行政法人に対する出資を財源とする払込資本に相当する。</p> <p>2 資本剰余金とは、資本金及び利益剰余金以外の純資産であって、贈与資本及び評価替資本が含まれる。(注12) (注13)</p> <p>3 利益剰余金とは、独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金であって、稼得資本に相当する。</p> <p><注13> 民間出えん金について</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 資本剰余金として計上した民間出えん金は、出えんに係る事業が終了した場合等、出えんを募った際の条件に基づき出えん者に払い戻す場合、又は通則法第46条の2の規定に基づき政府からの支出による不要財産に係るものとして国庫納付する場合を除き、取り崩すことはできない。</u></p> <p>第3章 認識及び測定</p> <p>第27 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 有価証券の取得原価は、購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した金額とする。</p> <p>2 有価証券は、独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評</p>	<p>第2節 概念</p> <p>(公営企業型地方独立行政法人に民間出えん金がないため、改訂なし。)</p> <p>第3節 認識及び測定</p> <p>第31 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 有価証券の取得原価は、購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した金額とする。</p> <p>2 有価証券は、公営企業型地方独立行政法人が保有する目的により、次のよ</p>

<p>価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1) 売買目的有価証券</p> <p>時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。（注 20）</p> <p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p>満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基いて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。（注 21）（注 22）（注 23）</p> <p>(3) 関係会社株式</p> <p>関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。</p> <p>(4) その他有価証券</p> <p>売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。（注 20）</p> <p>3 満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち市場価格のあるものにつ</p>	<p>うに区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1) 売買目的有価証券</p> <p>時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。（注 26）</p> <p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p>満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基いて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。（注 27）（注 28）（注 29）</p> <p>(3) 関係会社株式</p> <p>関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。</p> <p>(4) その他有価証券</p> <p>売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。（注 26）</p> <p>3 満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち市場価格のあるものにつ</p>
---	--

いて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。

市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。

<注 23>満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 通則法第 46 条の 2 の規定に基づく不要財産に係る国庫納付又は同法第 46 条の 3 の規定に基づく不要財産に係る民間等出資の払戻しをするために売却した場合

第 7 章 キャッシュ・フロー計算書

第 67 表示区分

- 1 キャッシュ・フロー計算書には、業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分を設けなければならない。(注 46)
- 2 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。(注 47)
- 3 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。(注 47)
- 4 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によ

て時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。

市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。

<注 29>満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 法第 42 条の 2 の規定に基づく出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をするために売却した場合

第 7 節 キャッシュ・フロー計算書

第 65 表示区分

- 1 キャッシュ・フロー計算書には、業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分を設けなければならない。(注 44)
- 2 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。(注 45)
- 3 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。(注 46)
- 4 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によ

<p><u>資本金を減少するものとする。(注73)</u></p> <p>2 <u>独立行政法人が通則法第46条の3の規定により不要財産に係る民間等出資の払戻しをしたときは、当該独立行政法人は、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額により資本金を減少するものとする。(注73)</u></p> <p>3 <u>独立行政法人が通則法第46条の2の規定により不要財産に係る国庫納付をした場合において、当該納付に係る不要財産の取得時に資本剰余金が計上されているときは、当該独立行政法人は、当該独立行政法人の資本剰余金のうち当該納付に係る不要財産に係る部分の金額を資本剰余金から減少するものとする。(注73)</u></p> <p><u><注73>不要財産に係る国庫納付等に係る注記について</u> <u>不要財産に係る国庫納付等を行った場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。</u></p> <p>(1) <u>不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要</u></p> <p>(2) <u>不要財産となった理由</u></p> <p>(3) <u>国庫納付等の方法</u></p> <p>(4) <u>譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額</u></p> <p>(5) <u>国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額</u></p> <p>(6) <u>国庫納付等の額</u></p> <p>(7) <u>国庫納付等が行われた年月日</u></p> <p>(8) <u>減資額</u></p> <p>第99 <u>不要財産に係る国庫納付等に伴う譲渡取引に係る会計処理</u></p>	<p><u>金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額により資本金を減少するものとする。(注67)</u> <u>(公営企業型地方独立行政法人に民間出えん金がないため、改訂なし。)</u></p> <p>2 <u>公営企業型地方独立行政法人が法第42条の2の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産の取得時に資本剰余金が計上されているときは、当該公営企業型地方独立行政法人は、当該公営企業型地方独立行政法人の資本剰余金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分の金額を資本剰余金から減少するものとする。(注67)</u></p> <p><u><注67>出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に係る注記について</u> <u>出資等に係る不要財産の出資等団体への納付を行った場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。</u></p> <p>(1) <u>出資等に係る不要財産としての出資等団体への納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要</u></p> <p>(2) <u>出資等に係る不要財産となった理由</u></p> <p>(3) <u>出資等団体への納付の方法</u></p> <p>(4) <u>譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額</u></p> <p>(5) <u>出資等団体への納付に当たり譲渡収入から控除した費用の額</u></p> <p>(6) <u>出資等団体への納付額</u></p> <p>(7) <u>出資等団体への納付が行われた年月日</u></p> <p>(8) <u>減資額</u></p> <p>第94 <u>出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理</u></p>
--	---

1 独立行政法人が通則法第46条の2又は第46条の3の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引のうち、主務大臣が必要なものとして指定した譲渡取引については、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。(注74)(注75)

2 主務大臣が指定した譲渡取引に係る不要財産の国庫納付等に要した費用のうち、主務大臣が国庫納付等額から控除を認める費用については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注75)

<注74>譲渡収入額のうち帳簿価額を超える額の国庫納付等について

主務大臣が指定した譲渡取引により生じた収入額のうち、当該財産の帳簿価額を超える額を国庫納付等するとき、資本剰余金を直接減額するものとする。

<注75>行政サービス実施コストについて

独立行政法人が通則法第46条の2又は第46条の3の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引のうち主務大臣が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び主務大臣が指定した譲渡取引に係る不要財産の国庫納付等に要した費用のうち主務大臣が国庫納付等額から控除を認める費用については、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外除売却差額相当額の科目に表示しなければならない。

1 公営企業型地方独立行政法人が法第42条の2の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち、設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引については、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。(注68)(注69)

2 設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち、設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注69)

<注68>譲渡収入額のうち帳簿価額を超える額の出資等団体への納付について

設立団体の長が指定した譲渡取引により生じた収入額のうち、当該財産の帳簿価額を超える額を出資等団体へ納付するとき、資本剰余金を直接減額するものとする。

<注69>行政サービス実施コストについて

公営企業型地方独立行政法人が法第42条の2の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外除売却差額相当額の科目に表示しなければならない。